

富山県済生会富山病院 廃棄物収集運搬処理業務委託仕様書

1.件名 富山県済生会富山病院 廃棄物収集運搬処理業務委託について

2.履行場所 富山県富山市楠木 33 番地 1 富山県済生会富山病院

3.履行期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日

4.資格等

富山県知事または富山市長の許可を受けた一般廃棄物、産業廃棄物および特別管理産業廃棄物収集運搬処理業者であること。

(入札参加申請時に収集運搬・中間処理・最終処分の許可書(写)を提出すること)

5.業務内容

(1) 業務実施方法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という)、その他関係法令等に従い、当院のゴミ収集場所に保管されている一般廃棄物、産業廃棄物および特別管理産業廃棄物を収集し最終処分場まで運搬し適正に処理すること。なお、それぞれ一般廃棄物収集運搬許可車両、産業廃棄物収集運搬許可車両、特別管理産業廃棄物収集運搬許可車両にて行うこと。

(2) 種類・荷姿

【特別管理産業廃棄物】

①感染性廃棄物容器(硬質容器) 20L・40L・50L

【産業廃棄物】

②滅菌処理済廃棄物(ダンボール箱)

③医療用廃棄物(廃プラ類、ガラスくず)

④飲料容器(ビン・缶・ペットボトル混合物)

⑤粗大廃棄物(廃プラ類、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず、コムくず、繊維くず、がれき類、木くず、紙くず混合物)

【一般廃棄物】

⑥可燃物(紙ごみ、生ごみ等)

⑦ダンボール

(3) 収集頻度

【特別管理産業廃棄物】

- ①感染性廃棄物容器（硬質容器） 週1回

【産業廃棄物】

- ②滅菌処理済廃棄物（ダンボール箱） 週1回
③医療用廃棄物（廃プラ類、ガラスくず） 週1回
④飲料容器（ビン・缶・ペットボトル混合物） 週1回
⑤粗大廃棄物（廃プラ類、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず、ゴムくず、繊維くず、がれき類、木くず、紙くず混合物） 年4回程度

【一般廃棄物】

- ⑥可燃物（紙ごみ、生ごみ等） 毎週月曜日から土曜日（祝祭日は除く）
⑦ダンボール 週3回

(4) 完了確認

産業廃棄物管理票（マニフェスト）を速やかに作成し提出すること。

(5) 予定排出量

【特別管理産業廃棄物】

- ①感染性廃棄物容器（硬質容器）20L:2,100個、40L:8,000個、50L:1,000個

【産業廃棄物】

- ②滅菌処理済廃棄物（ダンボール箱） 75,000kg
③医療用廃棄物（廃プラ類、ガラスくず）
④飲料容器（ビン・缶・ペットボトル混合物） ③・④合計70,000kg
⑤粗大廃棄物（廃プラ類、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず、ゴムくず、繊維くず、がれき類、木くず、紙くず混合物） 30,000kg

【一般廃棄物】

- ⑥可燃物（紙ごみ、生ごみ等） 500,000kg
⑦ダンボール 60,000kg

上記排出量は増減するため確約するものではない。実際の排出量に増減が発生した場合でも補償等を行わないものとする。

6.事故発生時の報告義務

受託者は作業中に事故が発生した場合、及び事故の発生が予想される場合は直ちにその旨を委託者に報告し、指示を仰ぐこと。

また、受託者の故意または過失に当院の機器、設備を故障・破損・滅失等に至らしめた場合は、受託者の責任において原状に回復すること。原状回復の費用及び当該故障等によ

って委託者が被った被害に係る経費については、委託者が負担するものとする。

7.その他

- (1) 業務委託料（単価）については、収集運搬費・処理費等を含めたものとする。
- (2) 運搬作業に必要とする機器、消耗品等は受託者の負担とすること。
- (3) 受託者は業務遂行上個人情報を取り扱う際には、個人情報保護法等の関係法令を遵守すること。また、業務遂行上知り得た個人情報・秘密を他人に漏らしてはならない。その職を解かれた場合も同様とする。

8.担当者

富山県富山市楠木 33 番地 1

富山県済生会富山病院 用度課 姉崎 泰史

[TEL:076-437-1111](tel:076-437-1111)

E-mail:t-anezaki@saiseikai-toyama.jp